商品概要説明書
ビジネスサポート「飛躍」

(旭川・札幌地区用)

２０２５年４月１０日現在

お取扱店	・当金庫の旭川市および札幌市に所在する支店に限定します。
ご利用いただける方	・同一事業を継続して１年以上営んでいる方 ・直近の決算が債務超過でない方
お使いみち	・事業資金
ご融資総額	・１０億円
ご融資限度額	・１事業者１，０００万円以内(１万円単位)
ご融資期間	・６ヶ月以上５年以内(１ヵ月単位)
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。(固定金利)
ご返済方法	・毎月元金均等または元利金均等返済
保証人	・個別にご相談させていただきます。
担保	・不　要
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。
必要書類	・登記事項証明書 ・税務署の受付印のある確定申告書(※)および決算書類一式(過去３期分)、直近の試算表 ※電子申告の場合は、「電子申告受付日時・受付番号」が表示された申告書も可 ・その他、当金庫が必要とする書類
苦情処理措置 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、当金庫の審査基準により審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。

稚内信用金庫